

# 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和2年12月9日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時25分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫

小久保 かおる 坂 東 一 敏 針 谷 育 造

白 石 幹 男 広 瀬 義 明 松 本 喜 一

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 青 木 一 男 茂 呂 健 一

内 海 まさかず 氏 家 晃 入 野 登志子

千 葉 正 弘 永 田 武 志 福 富 善 明

関 口 孫一郎 大阿久 岩 人 梅 澤 米 満

福 田 裕 司 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	名 淵 正	己
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	糸 井 孝	王
農 林 整 備 課 長	石 塚 昌	平
産 業 基 盤 整 備 課 長	中 田 芳	明
大 平 産 業 振 興 課 長	田 中 典	行
藤 岡 産 業 振 興 課 長	田 名 網	清
西 方 産 業 振 興 課 長	手 塚 宏	夫
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
学 校 教 育 課 長	大 阿 久	敦
学 校 施 設 課 長	柿 沼 宏	和
保 健 給 食 課 長	五 十 畑	肇
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
公 民 館 課 長	臼 井 秀	明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	押 山 好	孝
文 化 課 長	金 井 武	彦
文 化 課 主 幹	中 山 幸	夫

令和2年第7回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和2年12月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 77号 栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業  
基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 78号 栃木市観光交流館条例の制定について
- 日程第 3 議案第 88号 とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 90号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 91号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 95号 指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）
- 日程第 7 議案第 96号 指定管理者の指定について（栃木市勤労青少年ホーム、栃木市勤労者  
体育センター）
- 日程第 8 議案第 97号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）
- 日程第 9 議案第 98号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）
- 日程第10 議案第 99号 指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）
- 日程第11 議案第100号 指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）
- 日程第12 議案第101号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）
- 日程第13 議案第102号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）
- 日程第14 議案第103号 財産の取得について（児童用タブレット端末）
- 日程第15 議案第104号 財産の取得について（生徒用タブレット端末）
- 日程第16 議案第105号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第 71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（針谷正夫君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第77号 栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） おはようございます。本日の産業教育常任委員会、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第77号 栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては11ページから13ページ、議案説明書につきましては14ページになります。

初めに、議案説明書により説明をいたします。議案説明書の14ページを御覧ください。提案理由ではありますが、栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補助事業基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の11ページを御覧ください。こちらは、制定文でございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。条例の内容につきまして簡単にご説明をいたします。第1条では、基金の設置目的を規定しております。

次に、第2条では、基金には一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとしております。

第3条では、基金の管理について規定するものでございます。

第4条では、運用益金の処理について規定をしております。

第5条につきましては、基金の繰替運用を規定したものであります。基本的には本利子補助事業で全て賄い、繰替運用はせず対応していく方針です。

第6条につきましては、基金の処分は、本利子補助事業に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができることを規定したものであります。

次の第7条につきましては、委任規定でございます。

最後に、附則であります。施行期日として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、1点、基金として積み立てる額ということで、この財源というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 財源につきましては、国のほうからいただきました新型コロナウイルス感染症に伴う臨時交付金でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この緊急資金利子補助事業というのは、たしか7月の臨時議会か何かで決まったと思っているのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今回基金をつくるということなのですけれども、これまで7月以降どの程度というか、この補助事業が適用された件数ありますか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 10月末現在を議員研究会でお示しをしたところでございますが、今

最新の情報がございまして、11月現在の情報で交付決定をいたしましたのが1億7,147万4,124円  
でございます。そのうち令和3年度以降、いわゆる今回の基金を使う部分については、今のところ1  
億6,552万6,412円という状況になっておりまして、件数でいきますと458件の申請がございました。

○委員長（針谷正夫君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第2の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第2、議案第78号 栃木市観光交流館条例の制定についてを議  
題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） よろしく申し上げます。

それでは、ご説明いたします。ただいまご上程をいただきました議案第78号 栃木市観光交流館  
条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は14ページから18ページ、議案説明書は15ペー  
ジであります。

初めに、議案説明書の15ページをお開き願います。提案理由であります。観光案内、市の特産  
品の展示及び販売、観光情報等の収集及び発信並びに多目的交流の推進を行う総合的観光振興施設  
として栃木市観光交流館を設置するため、本条例を制定するものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の14ページをお開き願います。議案第78号 栃木市観光交流館条例につきまし  
て、15ページから18ページにありますとおり制定したいというものでございます。

本条例の内容であります。第1条は当施設の設置について、第2条は名称及び位置について定めております。

第3条は、事業について定めており、観光案内に関する事、市内の特産品の展示及び販売に関する事、観光情報、地域情報、その他の情報の収集及び発信に関する事、多目的交流の推進に関する事などとしております。

第4条は、開館時間、第5条では休館日について定めており、開館時間につきましては午前9時から午後7時まで、休館日につきましては12月29日から翌年の1月3日までの日としております。

第6条は、入館の制限について定めており、市長は当施設の秩序を乱し、もしくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、または退館を命ずることができるとしております。

第7条は、利用承認について定めており、物販、イベントなどになりますが、そういったことで観光交流館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。また、市長は、承認に必要な条件を付することができるとしております。

第8条は、利用の制限、第9条は特別の設備等の設置等、第10条では利用承認の取消し等についてそれぞれ定めております。

第11条は、使用料について定めており、利用者は1平方メートルにつき日額1,000円を納付しなければならないこと。また、利用する面積が1平方メートルに満たないとき、または1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積または端数を1平方メートルとして計算することとしております。

第12条は、使用料の減免、第13条は原状回復の義務、第14条では損害賠償の義務について定めております。

なお、施行期日につきましては、議会の議決をいただき、令和3年4月20日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用承認ということで、第7条で市長が必要と認める場合はこの限りではないということなのだけれども、承認を得なくても勝手に使えるということなののでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 市が後援とか共催の場合、そういう場合はわざわざ利用申請をしていただくということはなしで使っていただくというようなことを想定しております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

- 委員（白石幹男君） そうすると、使用するとき市が関わっているようなイベントなり、そういうものに対しては、市がやるわけですからということで理解してよろしいのでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。
- 観光振興課長（糸井孝王君） 委員のおっしゃるとおりでございます。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） あと、使用料なのですけれども、1平方メートルにつき日額1,000円ということなのだけれども、観光交流館で利用できる面積というのは分かる。
- 委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。
- 観光振興課長（糸井孝王君） すみません。施設の総面積が約199平米ぐらいあるのですけれども、その半分が、いわゆる物販、観光案内のスペースのほうになるのですけれども、そこにいろいろカウンターですとか、テーブルとか置きますので、正確な面積は申し上げられないのですが、90平米ぐらいがその観光案内、物販紹介のスペースになりまして、その一部分を使っただくというようなことになります。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） ここは民間活力というか、民間に建ててもらって、それを市が使用料を払って使うというようなことだと思うのですが、その年間の使用料というのはもう決まっているのでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。
- 観光振興課長（糸井孝王君） すみません。1か月、税込みで32万4,248円の金額になります。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それと、維持管理というのは市が直営でやるということなののでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。
- 観光振興課長（糸井孝王君） 市直営ということになります。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 90平米をどのぐらい使用をしてもらおうかというのもあるのですけれども、維持管理、市の月32万4,000円程度の使用料と、その費用対効果というのですか、そこら辺は計算してあるのでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。
- 観光振興課長（糸井孝王君） すみません。常設ではなく、イベントとか、あるいは特産品を扱っているような民間の業者さんから引き合いがあったときに、物販をしていただくというような形になりますので、年間でどのぐらいというのは、まだ見込めていないというのが正直なところでございます。
- 委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第3、議案第88号 とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程いただきました議案第88号 とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は43ページから44ページ、議案説明書は68ページから71ページであります。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書の68ページをお開きください。提案理由についてであります。利用者が栃木市市民交流センターを利用する状況にあり、今後の利用減少が見込まれることから、多目的ホールを事務所に貸し付けるため、とちぎ蔵の街観光館の多目的ホールの利用を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、とちぎ蔵の街観光館条例の一部を改正するものであります。

改正の概要につきましては、多目的ホールを削るものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

70ページ、71ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第4条におきまして、開館時間の表中2行目になりますが、「多目的ホール・蔵座敷」を「蔵座敷」に改めるものであります。

第6条第1項におきまして、「多目的ホール及び」の文言を削るものであります。

また、別表第1の表中、多目的ホールの項を削るものであります。

以上で議案説明書の説明を終わります。

次に、議案書の説明をいたしますので、議案書の43ページをお開きください。とちぎ蔵の街観光館条例の一部を次のように改正するというものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

附則であります、この条例は令和3年2月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 8時45分から執行部の説明も受けたので、改めて利用者、商店会への説明はいつ、どのような、どういう説明をしたのか伺いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） まず、時系列的にお話を申し上げますと、10月19日に栃木市商店会連合会が共催でありますとちぎの雛まつりの第1回実行委員会、こちらがございましたので、これは観光振興課が直接ということではなく、所管する商工振興課のほうからお話をさせていただいたのですが、おひな様アカデミーの会場に多目的ホール、2月1日以降から利用を廃止したいということで、利用ができなくなりますので、ほかの会場をとということでお話をさせていただきました。この実行委員会では、11月16日の日に会場を市民交流センター、楽習館でやりましょうというふうにご決定したというふうにご聞いております。

10月20日火曜日には、栃木市商店会連合会田島会長のほうに、ご説明に上がりたいことがあるということでアポイントのお電話をしたのですが、そのときに電話でいいですよということで、2月1日以降多目的ホールの利用ができなくなりますので、イベントの際はほかのホールを使っていたらというような、楽習館のほう等を使ってくださいということでご説明をいたしました。

10月22日に商店会連合会の事務局となっております商工会議所のほうにも、多目的ホールの利用の廃止のお話をしまして、市民交流センター等を利用いただくようなお話をさせていただきました。担当者のほうからは、イベントの際には民間のホールもあるので、そちらを活用したいというようなお話をいただきました。

それと、ちょっと抜けてしまいましたが、小江戸とちぎ会の青木代表のほうには、10月18日に別件のイベントがあったものですから、市民交流センターのイベントの際にお話をさせていただきました。歌麿を活かしたまちづくり協議会の大木会長には、11月11日の日に会議の場でお会いしましたので、そのときに説明をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、各代表者には2月1日から使用できなくなりますよという、そういった説明、なぜできなくなったとか、そういった詳しい説明というのはやったのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 議案上程前の案件でございましたので、下話ということで、そこまで理由等々の詳しい話はできなかったところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 順番が違うような気がします。利用者なり商店会がどういうふうを考えているかというのを含めた上で、議案上程するのが当たり前の話だと思うのです。先ほど9時15分から、地元、要望書を出した団体の長さんから事情も聞いたのですけれども、下野新聞の記事を見て、そういう状況を初めて知ったとか、説明があったけれども、2月1日から使用できませんよというただ一方的な説明だったとか、納得するもない、意見も聞かれない、そういった状況の中で、こういう下野新聞で知ったというような状況なので、全く説明も不足だし、団体の長だけに話すというのはいかがなものかと。この観光をどうするか、まちづくりをどうするかという視点でのそういった結論になったのならばいいのだけれども、そこら辺が足りないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 今回要望書の連名で書かれている中には、全く利用していない団体もございまして、そちらの団体にはお話は事前にはしていないというのがあります。あと、雛まつり実行委員会などは商店会連合会が母体といいますか、事務局になっているというのもありまして、そちらの代表者の方に話をさせていただいて、実行委員会の中ではお話しさせていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたが、議案上程前ということで、どこまでのお話をすればというところで逡巡したところもございましてけれども、それなりの理由を申し上げて、その場ではしようがないねというようなお話をいただいたところもありましたので、こちらからは団体の中での意見というのを聞きしたりとか、そういった対応はしなかったところでございます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） お世話になります。今、先ほどの方たちとお話をしていたときに、2月1日というのがすごく早過ぎるみたいな、説明不足の中の2月1日ということをおっしゃっていた方もいらっしゃったのですけれども、2月1日の理由をお教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 本年10月から栃木市オフィス移転等補助事業が開始されたところでありまして、事務所移転等を希望する事業者があった場合に、速やかに対応ができるようにということで、12月議会で議決を得まして、約1か月の周知期間を設けて令和3年2月1日施行ということでしたものでございます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 私も地元の6団体の皆さんの意見と、あとその前に事務局から聞いた意見の受け止めるほうとお話ししたほうでの乖離が随分あるなということを感じました。先ほど白石さんも、栃木市の観光や栃木市のまちづくりの拠点に今まではなっていて、話を聞くと団体者はコロナの結果、使いたかったけれども、使えなくて、ほとんど昨年度は使えなかったというような話もありましたし、この問題は行政の基本となるところがもう一度問われるのではないかと。地元の人たちの支持があって、初めて行政もうまくいくと私は思っているものですから、この問題についてもう少し時間をかけてやるべきかなという感想でございます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 先ほどの栃木市オフィス移転等支援補助事業というのが出ていたのですけれども、その今の現状というか、申請の状況を教えていただければ。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 11月末現在で申請件数はゼロ件ということでございます。

なお、問合せが所管である商工振興課に数件あるということでございますけれども、いずれも補助対象外の案件ということでもあります。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありますか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 先ほどの団体の方の要望があったのですけれども、補助事業を優先で、その方も電話を入れて申込みをしたのだけれども、優先ということをちょっと幅を広げてほしいという要望もありました。足利市なんかは、オフィス移転支援補助の事業の幅を広げているということもありました。

続けて、すみません。事業者がもし決定したとして、補助事業の方のぴったりの人が決定するまでの多目的ホールの扱いはどういうふうにしていくのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 補助事業者が決定するまでの間ということで、決定するまでの間は、当然多目的ホールが空いている状況になっていますので、行政財産の目的外使用というような形で使用を許可する予定ではあります。

○委員長（針谷正夫君） 小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） では、今までと同じような形で決定するまでは大丈夫だということ  
でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） なるべく市民交流センターのほうを使って有効に活用していただき  
たいというのがありますので、サークル活動ですとか会議とかは、市民交流センターを使ってくだ  
さいということで、あるいは南蔵の2階にも会議室ありますし、そういったところを使ってくださ  
いということをお願いするつもりではございますが、イベント等で使いたいのだということであれ  
ば、企業に貸し出すまでの間は利用をしていただくという形にしたいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありますか。

小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 今回、今朝も利用している団体の方々とお話しをしたときに、要  
望書が出ていましたけれども、今後のスケジュールはどのようにしていくのかお考えをお伺いした  
い。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 本年10月から栃木市オフィス移転等支援補助事業が開始されてい  
るところでございますので、議決後速やかに補助事業者が決定次第利用していただくということで考  
えていたわけでございますが、今回の要望のほうもございまして、関係団体の皆様にご理解をい  
ただき、合意形成を図ることを優先して、その後に事業者を募集して入っていただくというよう  
なことで考えております。

○委員長（針谷正夫君） そのほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の糸井課長のほうの話で合意形成を図るといってお話でした。その後にそれ  
に適応する方とのマッチングを図るといことなのでしょうけれども、合意形成を図るまでの期限  
というのはいつまでというのを、おおよそ考えていらっしゃるものがあれば。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 相手様のいることなので、いつまでにというのが明言がなかなか難  
しいですけども、もともとコロナ禍のこの状況に対応するということを出した案件でございます  
ので、なるべく早く対応していければというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当然ながら行政的にはなるべく早くという答弁になるかと思っておりますけれども、  
私たちがご意見を聞いた限りでは、かなり厳しいような内容になってくると思っております。糸井課長、  
これは合意形成できると現状思っているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 全員、一人も反対者がいなくなるような状況というのは、なかなかその形に持っていくのは難しいのかなとは思いますが、それぞれの団体の中である程度の過半数以上のご理解を得られれば、合意形成ができたというようなことになるのかなというふうに考えていますので、なるべくその状況にお話しの中ですていきたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういった形成の努力というのはしていただかないと困りますが、形成努力をしていただく時期がいささか遅かったのではないかというふうにも感じる場合がございます。

加えて、今回この議案が上程されておりますけれども、これをこのまま進めることが、市民感情を逆なですることにつながるのではないかという、そういう危惧感はお持ちですか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） ただ、一度はご了解というか、しょうがないねというようなお話もいただいたりしておりましたので、そこはお話しの中でご理解をいただけるのではないかというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 言った、言わないの話になってしまいますので、あまり私も言うつもりもないのですけれども、今日我々産業教育常任委員会委員がご意見をお聞かせいただいたところ、どうやら納得した、そういった返事ではなかった旨のお話でございました。行政側のほうから、今後使えなくなるという一方的な通告に近いようなお話であったということでお聞きしておまして、であるならば、それは了解をしたくてした了解ではなく、それ以外の返答ができない旨の了解であったのかなとなりますと、また話が変わってきてしまうわけでございまして、私からすれば行政と利用者、関係団体との合意形成、これがきちんと図られた上で、この議案がまた提出されるのが一番いいのではないかと、そういうふうに思っているわけでございます。

ただ、今議会でこれをとりますと、絶対的に時間が足りないのはご承知のとおりでございます。では今後どうすればいいのか、行政から代案といえますか、第2の案、第3の案、当然お持ちだと思いますが、その辺どういうように準備をされているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 先ほどもお答えをさせていただいたのですが、議案が可決されましても、その後直ちに多目的ホールがイベントで利用できなくなるというようなことではありませんので、運用の中でイベントの利用をしていただくことができますので、その中で利用していただきながら合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 委員長、これは私からの提案ですけれども、今回、今糸井課長のご答弁多々

お聞きしております。私、頭の中がいろいろな情報でごっちゃになっておりまして、少々お時間をいただければ非常にありがたいと思うところなのですが、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 暫時休憩という意味でしょうか。

○委員（広瀬義明君） はい。

○委員長（針谷正夫君） 暫時休憩をいたしたいと思います。暫時休憩に入ります。

（午前10時42分）

---

○委員長（針谷正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

○委員長（針谷正夫君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、これは反対であります。

関係団体の皆さん、まちづくりに本当に真剣になって取り組んでいる。この観光をどうしようか、中央の商店街をどう盛り上げていくかという観点で活動している人たちが、使い勝手もいいし、そういった今後の盛り上げていくための拠点にしたいという要望もありますし、その事前の説明も2月1日から使用できなくなりますよというような、それでは仕方がないなというような、ただそういった了解だけであって、やっぱりこれは合意形成をやらないと、今後の商店街をどうするかというまちづくりに大きく影響してきますので、十分話し合いを持って、それでどういう方向を出すかというのはやってもらいたいです。

だから、一旦ここを否決していただいて、執行部には議案を本会議の採決前に取り下げてもらって、それを合意形成なりつくりながら、もう一回出すのなら議会に出してもらいたいです。そういうことで、一旦これは否決すると。否決というか、分からないですけども、否決すべきではないかということでもあります。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 私も先ほども言いましたように、当事者の意見がまちづくりの基本だと私は思うのです。その人たちの考えていることを逆なでするようなことをしては、私はまずいなと思いますので、今上程されているこの条例については、反対をしたいと思います。そして、それはいろんなやり方は、今後はぜひ市民の皆さんの意見が反映できるような形での再上程をしていただければ

ば、一番私はいいかと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） お二人反対のご意見が出たところで、私は基本的には賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回の条例は、上程をされるに当たって反対のお二人がおっしゃるとおり、市民への説明というものが大きく不足していたというふうな感じを抱くのは否めないのですが、この事業のおおもとの方向性、将来性等を鑑みた場合に、賛成をしたいところも当然ながらございます。しかしながら、やはり大きな問題というのは市民との合意形成、これが大きな問題でございますけれども、賛成の立場では言わせていただきますが、賛成であるけれども、採択の後に市民、関係団体、ほとんどの方々の合意形成をいただき、その後に事業展開をいただく。そうでなければ、やはり議会としての責務を果たすこともできませんし、市民の声を市政に届けることも到底できないわけでございます。

もう一度はっきり申し上げさせていただきますが、賛成はいたしますけれども、市民との合意形成がきちんと図られるまでは、事業展開は許すわけにはまいりません。その辺は執行部にきちんと市民の方との話し合いをしていただいて、その後の事業ということでご理解をいただければと思います。できれば、これは委員長、付帯決議としてつけていただきたいと、私はそう思っているわけがあります。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

それでは、ただいまから議案第88号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成	坂東一敏	小久保かおる	広瀬義明	松本喜一
反対	針谷育造	白石幹男		

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

先ほど広瀬委員のほうからご意見がありましたように、付帯決議を付してはどうかということがあります。合意形成を図り、それが図られるまでは事業は進めないという付帯決議のようでありました。付帯決議を提出させていただきたいと考えております。付帯決議案の作成につきましては、正副委員長にご一任いただき、後日、当委員会の研究会を開催し、付帯決議案について協議したいと考えておりますので、ご了承願います。



なお、研究会の開催日については、本日の会議終了後に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

ここで、日程第4の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちいただきたいと思ひます。

---

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第4、議案第90号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） ただいまご上程をいただきました議案第90号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

初めに、議案説明書の82ページを御覧ください。提案理由でございますが、都賀総合支所複合化整備事業の実施に伴い、令和3年3月31日で都賀文化会館を閉館するに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正いたしたいというものであります。

改正の概要であります。新旧対照表によりご説明いたしますので、84、85ページを御覧ください。都賀文化会館の閉館に当たりまして、第2条の改正は名称及び位置の規定を、別表第1の改正は開館時間及び休館日の規定を、別表第2の改正は使用料に関する規定をそれぞれ削るというものであります。

次に、議案書50ページ、51ページを御覧ください。改正条例の制定文等になります。51ページの下段を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、都賀総合支所の複合化に当たって、そこの土地に造るということで文化会館を壊すのですけれども、これに対しての住民の意見というのはどのような意見があったのか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） 本件に関しましては、今委員がおっしゃられたとおり、都賀総合支所の複合化に伴いまして、文化会館を閉館するというものでございます。地元団体等との協議におきましては、都賀総合支所の地域まちづくり課が中心になりまして、地元の文化団体、またそれぞれの

活動している団体あるいは幼稚園等に対してご説明をしたと、協議をさせていただいたというふう  
に聞いております。やはりその中では、それぞれの団体が活動する場が欲しいというお話もあった  
というふうなこともありまして、今回都賀総合支所に多目的に使える部屋を整備することでご了承  
を賜ったというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 複合化施設の中に多目的ホールを造るということで、今の都賀の文化会館と  
いうのは最大何人収容できるような会館でしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答えを申し上げます。

都賀文化会館の中ホールと呼ばれるホールでございますが、最大収容人員が810人でございます。

固定席が805、あとは車椅子用の席が5席、合わせて810というふうなことで整備されております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった席が満席になるようなイベントというのは、今年はコロナだから、  
大変厳しい状況であるけれども、その前辺りの年というのは、かなりそういったものが使われてい  
たのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） ホールが満員になる回数で言うと、年間僅かでございますが、ただ大人  
数で利用する利用形態といたしましては、成人式でありますとか、あと文化会館の自主事業等で実  
施いたします映画鑑賞とかコンサート、あるいは秋には地元の文化団体が文化祭を開催しておりま  
して、そこで舞台を利用して様々な芸能を発表するというふうなことでやっているところでござい  
ます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうした行事、イベントなりを今後どういうふうで開催していくかというの  
も問題になると思うのですけれども、どのように考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

まず、複合化されます総合支所に設ける多目的室をご利用いただければと思っております。また、  
近くには栃木の文化会館等もございますし、そういったところを利用させていただきながら、これま  
でと同様の文化活動を市民の方々にしていただければというふうと考えているところでございま  
す。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第5の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第5、議案第91号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） ただいまご上程をいただきました議案第91号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては52ページから54ページ、議案説明書につきましては90ページから97ページでございます。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の90ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することに伴い、また栃木市大柿コミュニティセンターの宿泊利用を廃止し、及び多目的広場等の利用を開始し、並びに体育施設の使用料の整合性を図るに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略をさせていただきます。

それでは、92ページ、93ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。現在、教育委員会が所管いたしますスポーツに関する事務の市長部局への移管を可能にするため、第4条第2項中の「栃木市教育委員会」を「市長」に、第5条、第6条、第7条ただし書き、第9条ただし書き、第10条第1項の「教育委員会」を「市長」に改めるものでございます。

94ページ、95ページをお開きください。第14条、第15条ただし書き、第17条、第18条第2項及び第3項の改正につきましては、こちらにつきましても市長部局への移管を可能にするため、「教育委員会」を「市長」に改めるものでございます。

また、21条中、「教育委員会規則」を「規則」に改正するものでございます。

96ページ、97ページをお開きください。別表第1の改正につきましては、栃木市大柿コミュニティセンターの宿泊につきまして、保健所から旅館業の許可を受けるよう指導を受け、手続について検討いたしました。許可を受けるためには多くの費用を要することとなり、建物内での宿泊を廃止するため、宿泊に係る例外規定を削り、今後キャンプ等での利用を促進するため、多目的広場及び炊事場に係る例外規定を加えるものでございます。

別表第2の改正につきましては、宿泊に係る宿泊料を削り、体育施設の使用料の整合性を図るため、体育館に係る使用料をスポーツに利用とスポーツ以外に利用に分け、浴室、多目的広場、炊事場に係る使用料を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げます。議案書の52ページをお開きください。こちらは制定文でございます。栃木市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次の53ページをお開きください。こちらは改正文でございます。内容につきましては、先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

次に、54ページの下段を御覧ください。附則でございます。第1項の施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行する。また、利用時間、休館日または休場日、使用料につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

第2項及び第3項の経過措置につきましては、改正後の条例の規定は、条例の施行の日以降から適用するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、新旧対照表でやりますけれども、教育委員会から市長に変わるというのはいいのですけれども、宿泊について、先ほどの説明ですと旅館業の許可を取れということで、それは大変難しいということだったのだけれども、今実際にそういった宿泊、これまで実績として泊まったとか、そういうのはあったのですか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） 過去3年間の宿泊状況でございますけれども、平成29年度につきましては12団体で、宿泊利用者数、こちら全て延べ数になりますけれども、宿泊利用者が389名、平成30年度につきましては11団体で322名、令和元年度につきましては12団体で406名という実績がございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 団体で使うということで、やっぱりスポーツ関係のそういった方たちが利用しているということなのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） 定期的にご利用いただいておりますのは、地元の都賀地域の剣道クラブとかサッカーチームなどでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうした利用団体に対しての理解というか、説明というか、そういうのはやっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） 利用団体につきましては、今後議会で議決をいただいた後、団体のほうには丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えております。

あと、地元の自治会の方につきましては、下話のほうをさせていただいて、説明をさせていただいております。ご了解いただいております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 蔵の街観光館でも大きな問題になったのですけれども、こういうものを決めるに当たって、なぜそういった説明を利用団体とか、決まってからでないといけないというのがちょっと。やっぱり市民が主人公なのですから、こっちが決める問題ではなくて、そういう問題が、旅館業を取る問題も出てきたわけですから、そういうのを丁寧に説明してご理解を得てもらって、議案にしてくるといのが常套手段というか、普通のやり方に思えるのですけれども、どうなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 名淵生涯学習部長。

○生涯学習部長（名淵正己君） 今回の件につきましては、まずコミュニティセンターの性格というものがございます。都賀地域におきましては、現在3つのコミュニティセンターが設置されておりまして、大柿のコミュニティセンター以外に木のコミュニティセンターと南部地区のコミュニティセンター、それぞれ地域が決まっている中で設置されております。そのようなことから、まずは地元、大柿地区の自治会長さんのほうに事前にお話をさせていただきまして、ご了承をいただいたということでございます。

そのほか、使っている団体は市内、市外幾つかあるのですけれども、毎年毎年一番のメインの利

用というのが、都賀地域の子ども会育成会の連絡協議会が子供たちを集めましてリーダー研修というものを数十年間、かなり長い期間行っているということでございましたので、そちらの会長さんのほうにも事前にお話をしまして、ご了承をいただいております。まず、地域的な部分については、そのようなことをご理解をいただきまして、今後各団体につきましては、決まりましたら丁寧にご説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市外の団体についてはしようがないかなと思うのですが、市内の剣道とか、そういった方たちは事前に説明というか、やるべきだったのかなと思うのですが、そこら辺は今後のやり方として、そういった説明が必要なのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） 委員おっしゃるとおり、今後の進め方といたしましては、そのような形で下話、丁寧に説明をさせていただいて了解をいただくという手順を踏みたいというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、具体的にスポーツ以外に利用、1時間につき1,300円ということで、どうのことを想定しているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） こちらは体育館の使用料になりますけれども、例えば体育館で地元地域の映画鑑賞会をやるとか、講演会をやるとか、そういったことを想定しております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） コミュニティセンターですから、地元等のそういう減免規定というのは、この中に入っているのでしょうか。ここにはないと思うのだけれども、体育館の使用の減免規定みたいなあるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） 減免規定につきましては運用の中で行っております、地元の当然社会教育団体、大人の指導者がいて地元の子供たちを指導する活動というものは、減免対象という形になります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった団体というか、体育館をスポーツ以外で使った場合でも、そういう減免が利くということでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、浴室、1回につき100円ということなのですが、これは常にお湯が沸いているという状況なのですか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） これは、水道水を入れていただいて沸かすというものでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、使う場合は沸かして入ってもらおうというようなことで、1人しか使わない場合でも、分からないですけれども、そういう利用の仕方というのは、スポーツで汗かいて、そこで汗を取るというか、そういった利用を考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 押山スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（押山好孝君） スポーツで当然汗をかいた方が入浴をしたいということであれば、入浴ということで1回100円ということをご利用いただくということになると思います。

○委員長（針谷正夫君） 質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第6の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちください。

---

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第6、議案第95号 指定管理者の指定について（栃木市勤労者総合福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第95号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は58ページ、議案説明書は103ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の103ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市勤労者総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、恐れ入りますが、議案書の58ページを御覧ください。指定管理者の指定内容であります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市勤労者総合福祉センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3、名称がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表者は代表取締役関口昌太朗であります。

3の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

簡単ですが、以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回は公募外ということで、優良管理者更新制度というのをを使って引き続きシダックス大新東ヒューマンサービスがやるというふうなことですけれども、この辺のそういった公募外にした理由というか、そこら辺はありますか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 現在のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社につきましては、管理状況なんかは良好でございまして、特にコスト低減とサービスの充実の両立、そちらを実現してございます。コスト削減については、年間計画値が11万円のところ、64万4,000円削減したということで報告を聞いていまして、そのほかにパンフレットやチラシなんかは職員が手作りで作ったり、そして電気料の使用料については、こちら利用者のほうに協力をいただいて省エネに努めたということで、電気料の使用料も計画値よりも下がっているということでございます。

それと、サービスの充実、そちらについては利用者からの要望書や意見に少しでも対応できるよう努めていて、例えば親子イベントの開催の要望なんかがあったりして、大縄跳びの大会を実現したり、あとどうしてもできない場合は代替の案を出したり、いろいろ指定管理者のほうは創意工夫



してやっているというところが評価されていると思います。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなり経費削減とかもやって優良だということですけども、そういった指定管理者の目的は効率的な運営をやってもらって、管理料も減らしていくということなのだけども、指定管理料については、今回これは3年間でしたっけ。ですと、今までとどのように、下がるのですか、指定管理料というのは。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ほぼほぼ同額な状況です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなり経費削減とか、64万円ほど削減したとありましたけれども、経費削減はいいのです。ただ、それは大新東のもうけになるというだけで、我々の市民にとっての経費削減にはならないのではないかと思うのですけれども、そこら辺は指定管理料に反映していくというのが当然のことなのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 議員がおっしゃったとおり、当然そういう自主事業なんかも結構やっています、その分のもうけなんかも出ている部分はあるかと思うのですが、そういうものを踏まえますと、やはり指定管理料は若干でも下げていくというのが、これは筋だと思いますので、その辺はよく指定管理者のほうとは管理する我々執行部のほうではよくお話を持ちながら、そういう管理、いわゆる会計の状況ですが、収支計画を見ながら評価なんかも下したり、お話し合いを持って対応していきたいと思っています。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ある程度やはり公共施設を使って利益を上げているわけですから、これは市民というか、市の財政にも影響するわけですから、しっかりそこはやっていただきたいと。ただ、人件費だけは削らないでほしいと、そういうだけあります。

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第7、議案第96号 指定管理者の指定について（栃木市勤労青少年ホーム、栃木市勤労者体育センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第96号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は59ページ、議案説明書は104ページであります。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、説明書の104ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターを一括して管理を行わせる指定管理者に環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、恐れ入りますが、議案書の59ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容であります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地が宇都宮市岩曾町1333番地、名称が環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体、代表団体が宇都宮市岩曾町1333番地、環境整備株式会社、代表取締役竹島秀幸であります。

3の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この議案については公募ということで、公募の状況というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 公募の件は、まず市のホームページに掲載しまして、一定期間、2月13日から7月27日まで募集期間を設けております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際前もらった資料ですと、2者で、1者は失格ということで、実質的に1者というか、今まで指定管理者だった企業がなっているわけですけれども、この点について競争性ということもないけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 先ほど申し上げましたとおり、一定期間の募集期間を設けているということで、一定程度の競争性というのは確保されているのではなかろうかと考えてございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） さっきも聞いたのだけれども、指定管理料というのはどうなのですか。下がってきているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 特に勤労者体育センター、そちらについてはLEDの電気のほうを交換しまして、指定管理料が前期については1年間約300万円ぐらいだったところが、約半分ぐらいまで落ちていまして、そういう意味でのコストの削減と、あと指定管理料の削減というのはできているのではなかろうかと思っております。

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第8の執行部説明者と交代いたしますので、少々お待ちをいただきたいと思っております。

---

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第8、議案第97号 指定管理者の指定について（とちぎ山車会館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程をいただきました議案第97号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は60ページ、議案説明書は105ページであります。

初めに、議案説明書の105ページをお開き願います。提案理由であります、とちぎ山車会館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の60ページをお開き願います。指定管理者の指定内容であります、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、とちぎ山車会館であります。

2、指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在します一般社団法人栃木市観光協会、会長大川秀子であります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、ここの施設についてはずっと公募外が続いているのですけれども、こちら辺の理由を聞いておきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） とちぎ山車会館につきましては、江戸型人形山車を展示している本市の観光宣伝や観光情報発信、観光誘客を牽引する施設ということで、指定管理者には適正かつ安定的な管理運営に加え、本市の観光宣伝、観光案内を通したおもてなしの向上など、市の観光政策を推進することが求められます。

また、江戸型人形山車は、公益団体による管理運営を条件に、地元自治会から市が借り受けているものであり、地元自治会から信頼に当たる団体である必要があるということで、観光協会のほうをお願いをしているというところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この管理運営に対しての評価というのはしているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 管理評価をしております。観光協会においては、費用削減等、また他の指定管理を受けている観光館あるいは観光案内所等と連携して、人員なども融通し合いながら経費節減に努めて、また観光案内も含めて対応しているというところがございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 前にもちょっと聞いたことあるのですけれども、97号、98号、99号も関連すると思いますので、97号に絞ってお聞きいたしますけれども、市長から、観光協会という会長さんも市長と。出す人と受ける人が同じというのは、非常に違和感を持つ人もいるし、民法上とか、いろんな制約があると思うのですけれども、今即答えていただかなくても結構ですけれども、やっぱりこの問題はきちんと整理をする必要が私はあると思うのです。ほかでは、余計なことですけれども、体育協会とか、いろんなものがあると思います。これらの整理は、今のところどんなふうを考えているのか。そして、将来にわたっての考え方と。これは部長の話ですか、よろしく願います。

○委員長（針谷正夫君） 福原産業振興部長。

○産業振興部長（福原 誠君） 観光協会の会長は、確かに今市長がやっていますが、以前商工会議所の会頭などをやられたこともございます。観光については、市と観光協会が当然観光案内、情報発信というのはしていくべきものと思っておりますが、その辺については今後よく検討してまいりたいと思っております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第9、議案第98号 指定管理者の指定について（とちぎ蔵の街観光館）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程をいただきました議案第98号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は61ページ、議案説明書は106ページであります。

初めに、議案説明書の106ページをお開き願います。提案理由であります、とちぎ蔵の街観光館の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の61ページをお開き願います。指定管理者の指定内容でございますけれども、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、とちぎ蔵の街観光館であります。

2の指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在します一般社団法人栃木市観光協会、会長大川秀子であります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） さっきの条例改正ではかなり大問題になったわけですが、これは指定管理を募集するに当たっては、多目的ホールを事務所として貸し出すという前提で募集したのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） この時点では議案がまだ決定されていないということで、その前の段階の多目的ホールを、一般の利用をするような形での仮協定書で進めておりますので、議案が議決された後は、その仮協定書の変更が必要になってくるということになります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど附帯決議をして、地元の団体とかに理解を得られるまではストップというような状況ですよね。ですから、そこの指定管理料にも一応絡んでくるのではないかと思うのですが、その収入がないわけですから。そこら辺をどう考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 基本的には収入減にはなりませんけれども、そのためにかかる費用、

要は会議が夜あれば、人件費として人がそこに、シルバーの方に頼んでいるようですが、管理の人を置かなければならないというような費用も減ることになりますので、収入減と費用の減がほぼ同額ぐらいになるのかなど。債務負担行為の限度額を変更するというところまでは至らないかなというふうには考えております。

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第10、議案第99号 指定管理者の指定について（栃木市倭町駐車場）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程をいただきました議案第99号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は62ページ、議案説明書は107ページであります。

初めに、議案説明書の107ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市倭町駐車場の指定管理者に一般社団法人栃木市観光協会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の62ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市倭町駐車場であります。

2の指定管理者に指定する団体は、栃木市万町4番1号に所在します一般社団法人栃木市観光協会、会長大川秀子であります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当該駐車場の営業時間についてお伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 条例上は、午前9時から午後7時までということになっておりますが、今現在5時で終了するような形になっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうなのですね。あそこは、なぜか以前から夕方5時には誰もいなくなってしましまして、駐車場そのものは開いているけれども、無人駐車場になっている現状ですが、その理由についてお伺いします。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） 観光協会と市のほうで協議をして、5時に閉めましょうということにした経緯があります。利用者が少ないということもありまして、人を置いておいて費用をかけるほうが不合理的なのではないかということで、5時で人は上がるというような形になっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 糸井課長、最近倭駐車場に行かれたことはございますか。昼間と5時過ぎと、5時過ぎといっても7時前後でも構いませんが、その時間帯の駐車場の利用頻度というのをご自分で確認されたことはございますか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） すみません。昼間につきましては、土、日に健康づくりのために散歩しておりまして、そこで駐車場の付近を通るときに見ておりますけれども、夜間についてはちょっと確認はしておりません。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） あその駐車場、現在ですとコロナ禍等で随分すいている状況でございますが、そういったものになる以前は5時過ぎ、人がいなくなっからの駐車率というの非常に高い。特に近隣の飲食店に行くのにちょうどいい駐車場だということで、利用されている方が非常に多いです。私、これは体験なのですが、しばらく目の前に4年間ほどいろいろといたものですから、よく知っておりますけれども、ついでに言いますと、近隣の飲食店の経営者もしくは社員の方々がそこに止めるのです、夕方。5時をもって有料、無料というのは、駐車場が開いている時間にただで



止められる人、お金を取られる人、公平性にも欠けてくる。そういう観点から、何か是正をしていただかないとまずいのではないかと、そういうふうを感じるところでございますけれども、今後とも現状のままおやりになられるつもりなのですね。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） すみません。そういった話を私今初めてお聞きしたところでございますので、今後どういうふうにするかというのも検討していきたいというふうに思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 実は、この話を私四、五年前に1度しておりまして、その後何の是正もないなと思っておりました。言っても仕方がないから、言うのをやめようと思っていたのですが、前回電気自動車等の充電器等についてのお話をお伺いしたところ、きちんとそこをおやりになっていらっしゃるということで、一応もう一度希望を投げかけてみようと思った次第でございますので、あまり失望のないように検討していただきたい、そう考えています。

○委員長（針谷正夫君） 答弁求めますか。

○委員（広瀬義明君） 結構です。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第11の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちを願いたいと思います。

---

#### ◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第11、議案第100号 指定管理者の指定について（栃木市出流ふれあいの森）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） ただいまご上程いただきました議案第100号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案書は63ページ、議案説明書は108ページでございます。

初めに、議案説明書の108ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市出流ふれあいの森の指定管理者にみかも森林組合を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の63ページを御覧ください。こちらは、議案第100号の指定管理者の概要であります。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市出流ふれあいの森であります。

2の指定管理者に指定する団体は、佐野市戸室町685番地1、みかも森林組合、代表理事組合長、吉澤浅一であります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この施設はやっぱり公募外ということで、引き続きみかも森林組合がやるということですが、その理由はどうなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 出流ふれあいの森につきましては、平成18年から指定管理に入っております。いずれもみかも森林組合というところで指定管理を行っている状況でございます。これまで15年間指定管理を行っているという状況で、公募外施設の優良管理者更新制度の中でも施設の管理状況は良好だということと、食堂、屋内外のトイレの清掃、あと遊具、設備、それと伐倒木の日常点検、そういったところも適切に維持補修、維持管理をしているという状況が確認をされると。あと、食堂事業が好評でありまして、集客を相当見込んでいると、実績もあると。あと、地元地域連携、いわゆる出流観光協会のほうとタイアップをしながら、そばまつり等、自主事業を積極的にみかもの森林組合も行っているという状況がありますので、そういうことから優良管理者というふうに認められたというふうに思っております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ずっと指定管理者は森林組合がやっているということで、そこら辺理由は分

かりますけれども、経費削減というか、そこら辺はずっとだからという点には甘えられないと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうになっていますか、指定管理料の点では。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長。

○農林整備課長（石塚昌平君） 今回の指定管理料は、3年間で総額2,262万6,000円でございます。年間に直しますと、754万円に平均でなります。直近の平成28年から令和2年、今年度までの5年間の年間の平均の委託料は、830万円でございます。ということで、約76万円の今回経費を削減、指定管理料を削減しているということになります。

指定管理料が下がった要因としましては、みかも森林組合の事務経費、それと警備、警備会社に夜間警備を委託しておりますので、そういったもの。あと、保守点検の委託料、あと寝具のリース、もろもろこれまでの実績を踏まえて、実績値に合わせて指定管理料を引き下げられるものは下げているという状況でございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 零時01分）

---

○委員長（針谷正夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 日程第12、議案第101号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟農村環境改善センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） ただいまご上程いただきました議案第101号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は64ページ、議案説明書は109ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の109ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市岩舟農村環境改善センターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書64ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市岩舟農村環境改善センターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役大栗崇司であります。

3の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、引き続き観光農園いわふねが指定管理者なのですけれども、この観光農園いわふねの経営状況というのが厳しいと聞いているのですけれども、そこら辺は大丈夫なのですか。

○委員長（針谷正夫君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 経営につきましては、昨年度約4,000万円ほどの経常赤字となっております。原因といたしましては、昨年の台風によりますイチゴの出来が影響を受けまして、12月、1月と全く取れなかったという状況から、そこだけで一千数百万円の赤字が出たというような状況がございまして、決して楽な経営とは言えないのが継続しているのが現実でございますが、本年度以降、またフルーツパークセンターの直売所等の経営を農協から譲り受けまして、経営が始まっておりますので、それがどのような形で数字として現れてくるかという部分が、まだ実績が少ないものですから見えてきていないので、何ともそこら辺は現状では、現在それを確認しながらや

っているところで、これからのイチゴの時期が一番お客さんも増えるものですから、その部分で期待していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった点ではちょっと心配な点がありますけれども、そっちの経営のほうに気が取られてしまって、農村環境改善センターの維持管理、市民サービスの向上というか、そういうところに頭が回らなくなってしまうとまずいのではないかと思うのですが、そこら辺はきちり大丈夫なのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） その点につきましては、基本協定等にございますように毎月観光農園のほうと意見交換というような形で実施しておりまして、改善点等につきましては、毎月指導のほうをしている状況でございます、ご使用される市民の皆様にご迷惑をかけないような形を考えております。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成30年度分という形で、管理状況の評価というところであまり評価点は、Cランクですよ、総合評価が。そこら辺を改善をしないといけないのではないかと考えているのですが、そこら辺を指導はきちっとしているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） その点の指導につきましても、月1度の会議の中でお話しして、少しずつというのが果たしていいのかどうかという部分はあるのですが、改善の方向をつけさせるようには話してはおります。ご指導のほうはさせていただいております。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第13、議案第102号 指定管理者の指定について（栃木市いわふねフルーツパークセンター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

苗木岩舟産業振興課長、お願いいたします。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） ただいまご上程いただきました議案第102号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は65ページ、議案説明書は110ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の110ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市いわふねフルーツパークセンターの管理を行わせる指定管理者を株式会社観光農園いわふねに指定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書65ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市いわふねフルーツパークセンターであります。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市岩舟町下津原1585番地、名称、株式会社観光農園いわふね、代表者、代表取締役大栗崇司であります。

3の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 決算書とか予算書を見ますと、農業振興むらづくり事業費とかとなっていて、フルーツパークセンターとか、環境改善とかというふうな別な感じではなくて指定管理料みたくなっているのだけれども、決算書を探すのにフルーツパークセンターというのがなかったものだから、ちょっと苦労してしまったのだけれども、その表記の仕方というのがいいのかどうかというのがあるのだけれども、ちょっと関係ないかもしれないけれども、指定管理としては別に指定しているわけで、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 予算書につきましては、いわふねフルーツパークセンター及び

農村環境改善センターにつきまして、条例におきます名称、条例名称を使って予算書のほうを計上させていただいております。条例のほうは、たしか条例名称はむらづくりの施設条例の中に両施設が入っているものですから、そちらの一応指定管理料ということで予算書のほうには記載してございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、指定管理料も合算した形で入っているのですよね。だから、フルーツパークセンターは幾らではなくて、むらづくり施設の事業という形になっていて、そこら辺が分からなかったの、ちょっとそこら辺はどうなのかなと思ったわけです。

あと、指定管理料については、この2つの施設合算でもいいですけども、来年度からどういふふうになるのか伺いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 来年度からのといいますと、今年一応といいますか、今年こういう上程いたしまして、3年間ということになりますので、これは3年間続くという形になります。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 指定管理料、補正でやってもいいのだろうけれども、債務負担行為が出ていますよね、こっちに。では、補正でやるか。

○委員長（針谷正夫君） では、よろしいですね。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（針谷正夫君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第14の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちを願いたいと思います。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） それでは、日程第14、議案第103号 財産の取得について（児童用タブレット端末）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼学校施設課長、お願いします。

○学校施設課長（柿沼宏和君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第103号 財産の取得について（児童用タブレット）についてご説明させていただきます。議案書は66ページ、議案説明書は111ページでございます。

恐れ入りますが、初めに議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書111ページをお開きください。提案理由ですが、GIGAスクール構想実現のため、栃木市学校ICT環境基盤整備計画に基づき、小学校において児童1人1台のタブレット端末を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の66ページをお開きください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、児童用タブレット端末7,771台です。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札です。

3、取得予定価格につきましては、5億4,494万1,375円です。

取得相手は、宇都宮市中今泉3丁目1番13号、富士電機ITソリューション株式会社北関東支店、支店長菊川洋一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 同じようなことを何回も聞いて申し訳ないと思いますけれども、これは一般質問でも聞きましたけれども、7,771台ということで、条件付一般競争入札、入札者は何人いらしたのでしょうか。

さらに、その入札に当たって、設計金額と入札した金額との、請負額になるのだからどうかあれですけれども、その辺のところの具体的な数字を教えてくださいたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） まず、応札業者ですが、こちらは1者でございます。

そして、予定価格につきましては、5億8,025万円に対しまして、契約額が5億4,494万1,375円、



落札率ですが、こちらは93.9%となります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 1者応札しかなかったといいますと、ここに条件付一般競争入札と書いてありますけれども、競争入札ではなかったということになるのでしょうか。そのほか、努力したのでしょうかけれども、応札がなかったというふうに捉えたらいいのか、その辺のところを教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらにつきましては、入札条件なのですが、市内だけではなく、県内に本店、支店のあるところという条件がついております。これにつきましては、非常に私どももこれだけの台数、そしてこれを入れるだけではなく、この議会後に本契約なのですが、3か月の間に設定、そういったものもあり、企業がリスクある中で本心ではどこか取ってくれるのかという非常に不安の中で、1者応札があったということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 正直なお話をされているようですけれども、やはり競争入札が原則で、こういう莫大な量の、これは栃木市だけではないですよ。ほかもあるということになって、そういう事情は分かるにしても、1者しかなかったというのは競争性に欠けるのかな。93.9%。しかもこの金額を台数で割ると、1台どのくらいの単価になるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 1台当たり7万125円、こちらは税込みです。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ここに、条件は違うと思いますけれども、足利市の下野新聞で11月14日でしたか、報道がありまして、市執行部の説明に議長が準備不足と苦言をしたというようなことで、この報道を見ますと、これはソフトの問題もあるのは分かっているのですけれども、足利市の場合には4万7,191円、間違いなければ。だから、ソフトというふうに聞いていましたけれども、本体がどのくらいで、ソフトはどのくらいなのだという内訳は分かるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） すみません。この正確な数字、今ちょっと準備してございません。分かり次第説明させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） では、後ほどということで。

松本委員。

○委員（松本喜一君） このタブレットなのですかけれども、他の近隣市町村のタブレットの機種は、メーカーは皆同じなののでしょうか。それはわかりますか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） これについては全部調査はしていませんが、ばらばらだと思います。当市におきましては、富士通となっております。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） メーカーはいずれにしても、使い勝手とか、そういうのは1回調べたのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらのこの製品、学校においてどういったものを使いやすいか、そしてこちらについてはタブレット自体、国の仕様ではキーボードつき、これが第一条件になっております。これがついていないと補助にならないということで、その中で子供たちが使いやすい、そして一番堅牢性といえますか、落ちてもなかなか壊れない。あとは、水がかかっても、ほこりをかぶっても、機能性、そういったものも含め、あと一応キーボードと上、これが外れるもの、分離方法、そういったものをいろいろ検討しまして、学校、あとは学校教育課、いろんなところで実際に使う方々の意見を聞きながら決めました。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 小学校ですから、本当に分かりやすく使いやすいのを選んでいただかないと、使える子と使えない子ができると非常に平等にならないので、そういうのを研究されたということではいいと思います。ありがとうございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これはお答えいただけるかどうか分からないのですが、栃木市においてはこちらの業者さんが選定をされたというか、入札の権利を取られたと。ほかの近隣自治体において、先ほど機種はばらばらであるというようなお話だったのですが、ほかの自治体も、例えば入札は1者だけだったとか、同じ業者だった、全部違う業者だった、調べた中でそういったものって何かわかりますか。私からすると、逆に1者しかない入札というのがあまりにも不自然で、例えばうがった言い方をすれば、業者間で自治体ごとに割り振ったという可能性がなきにしもあらずなものですから、そういった示すデータ等があれば、ご紹介いただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） すみません。この場でのそういったデータを持ち合わせて……準備したいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかにありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の関連してですけれども、野木町では富士電機だというような議員からの情報で、1者だということがあったので、そこら辺は12月議会に集中していますから、どこ

の議会でもやはり安くていいものが一番よろしいわけで、今答えられないということだけでも、そこら辺はちょっと調べてもらいたいと思います。

それと、見積りというか、予定価格を出すに当たっての見積りを取るとか、そういうのは富士通のものでやったというわけではないでしょう。全部の機種、いろんなメーカーがありますけれども、そういうことでやったわけですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） この設計価格というか、予定価格を調べる際、まずタブレットがどのくらいするのか、各メーカー調査させていただきましたけれども、これについて本体自体が、みんな調査し始めたところは7万円とか、8万円とか、そういう状況だったのですが、大手メーカーについてもGIGAスクール、この事業に合わせてだんだん下がってきて、国の補助が1台当たり4万5,000円なのですが、ほぼそこに各メーカー、本体価格をそこら辺にそろえてきたということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、7万125円という価格の中には、針谷委員が言ったようにソフト代も含めて、タブレットの本体の価格は国の予算というか、4万5,000円ぐらいにそろえてきたというのだけれども、ソフトも含めた形の価格ということになるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） おっしゃるとおり、ソフトを含めた形での価格となります。

○委員長（針谷正夫君） 質疑ありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ちょっと準備不足かなという気はするのです。当然いろんなことを聞かれるから、例えば本体価格がこれだけですと、ソフトの価格はこれだけですというものがきちんと説明されないと、何でもいいやとなる可能性もありますので、その辺は今大丈夫なのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） どうもすみませんでした。設計上なのですけれども、本体価格は3万9,000円、そしてソフトにつきましては約2万円、そのほか設定費といたしまして約8,000円を見込んでおります。こちらは、すみません。消費税抜きでよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） その他ありますか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、ソフトというのは、もう本体に組み込まれているという理解なのでしょうか。それともそれをダウンロードして、金額がそれだけになるということなのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

- 学校施設課長（柿沼宏和君） 納入、設定の中で、それはパソコンの中に入っている。
- 委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。
- 委員（針谷育造君） ソフト、これはちょっと聞いた話ですけれども、タブレット本体は箱物ですと。実際動かして子供たちがそこで勉強したり、調べたりするのは、ソフトが重要になってきますと。そういう意味では、値段にこだわるのですけれども、足利市との差というものはどうも不思議だなと。ざっと考えても2万円前後、栃木市のほうがソフトを含めて高いのではないかという感じがし、ということになれば、足利市はろくなソフトを入れなかったのかなと。これは、ちょっとまズいですが、そんな気もしないではないのですけれども、その辺のお考えがありましたら教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

- 学校施設課長（柿沼宏和君） うちのほう施設整備ということで、こちらの整備するということでやったのですけれども、このもの自体を使うのが学校さん、実際児童生徒さんなのですから、教える先生方、そして教職員の意見を聞いた中でそのソフトを選定したわけなのですけれども、いろんな授業をこれから進める中で、その希望はもっとありました。そういった中で、これは何とかして今より今度のほうがいいのではないか。そういったものも重ねまして、最低限というか、ある程度の授業を行える、その中で予算はあまり使わないように、今後どういうものが、今度変わっていくかもしれない。そういったものを考えながらソフトについては選定いたしました。

実際、皆さんよく使うワードとかエクセルとか、そういうのはもちろん、プレゼンテーション、そういったものを最初から入れておかないと、4月に入ったときにならないということで、どこが最低限かというのは、もっと安いところはあるんですが、実際4万5,000円ぐらいでやっているところもあるかと思うのですけれども、それでは実際4月からでは、その使った授業はできないと考えた中でソフトを選定いたしました。

○委員長（針谷正夫君） 川津教育部長。

- 教育部長（川津浩章君） 今、柿沼課長のほうから説明がありましたソフトの以外には、授業支援ソフトというものと、それからインターネットで調べ学習などをしますから、その際余計なところに見に行けないような、そういう制限をするソフト。それと、1回使い終わりますと、児童生徒がそれぞれ自分の端末を使うわけですから、また1日終わると復元するようなソフトを、そういうのを入れておりますので、必要なソフトを入れた価格であるということでご理解いただければと思います。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

小久保副委員長。

- 副委員長（小久保かおる君） お世話になります。タブレットを児童の方が家に持って帰っていったときに、これからそういうふうになっていきますけれども、そのときにWi-Fiの環境のないご

家庭が1割あると前課長がおっしゃったのですけれども、確認なのですけれども、そのときルーターを無料で貸し出ししてくださるとおっしゃったのでしたっけ。ちょっとそのことを質問させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 今、そういった環境がないご家庭、その件数はまた調べ直しますが、今のところ約1割ということで、その分のWi-Fiルーターにつきましては、今回GIGAスクール構想、こちらの中で市のほうで買ひまして、貸出しをするというようなことで考えております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 無料ということでよろしいのですよね。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） はい、無料です。

○委員長（針谷正夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第15、議案第104号 財産の取得について（生徒用タブレット端末）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） ただいまご上程いただきました議案第104号 財産の取得について（生徒用タブレット端末）となります。ご説明させていただきます。議案書は67ページ、議案説明書は113ページでございます。

恐れ入りますが、初めに議案説明書により説明させていただきますので、議案説明書113ページ

をお開きください。提案理由であります。GIGAスクール構想実現のため、栃木市学校ICT環境基盤整備計画に基づき、中学校において生徒1人1台のタブレット端末を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の67ページをお開きください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、生徒用タブレット端末4,019台です。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札です。

3、取得予定価格については、2億8,183万2,375円です。

4、取得相手は、宇都宮市中今泉3丁目1番13号、富士電機ITソリューション株式会社北関東支店、支店長菊川洋一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 103号で聞くのを忘れちゃったから、一緒に聞きたいと思います。

この生徒用の4,019台の内訳は、生徒用と教師用があると思うのです。これは入っていないのですね。児童用も含めてなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらは、児童生徒用のタブレット端末となります。先生分につきましては、リース契約を行う予定でございます。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 一応これは小学校と中学校では仕様書というのですか、ソフトの違いとか、そういうのはあるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらは、これから機器を皆さん、使い回しという言い方はちょっとあれなんですけれども、渡っていく中で同じものとしております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、全く小学校と中学校は同じもので、ソフトも同じというような形になるということよろしいのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 同じものとなります。

○委員長（針谷正夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第16の執行部出席者と交代いたしますので、少々お待ちを願いたいと思います。

---

#### ◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） それでは次に、日程第16、議案第105号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第105号 工事請負契約の変更につきましてご説明申し上げます。議案書は68ページ、議案説明書は114ページでございます。

恐れ入りますが、議案説明書の114ページをお開きください。提案理由でございますが、平成31年第1回栃木市議会定例会において、議案第33号として議決を経た（仮称）栃木市文学館建築工事請負契約の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要でございますが、契約金額4億9,464万円を5億2,412万円に変更するというものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の68ページをお開きください。議案第105号 工事請負契約の変更について、平成31年第1回栃木市議会定例会において議案第33号として議決を経た（仮称）栃木市文学館建築

工事請負契約を次のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額を5億2,412万円とするというものでございます。

変更の理由といたしましては、大正10年の建築からほぼ100年を経た建物ということもあり、当初の想定以上に建物の傷みが激しかったこと。また、市指定の文化財ということで、改修に当たっては保存に重きを置いて、必ずしも合理的、経済的な改修方法を取ることができないため、請負金額を増額するというものでございます。

以上で議案第105号 工事請負契約の変更について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私、これは自分は建築屋で専門なのですが、雨漏りとか腐食、シロアリとか、いろいろ私も見てきましたけれども、この改修に当たっての腐食とか、そういうのを調べた業者というのはどこで調べたのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 市内の伝建の改修などを手がけている大兵工務店になります。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 設計者が事前にどの辺が傷んでいるか、そういうのではなくて大兵工務店の人が見ただけなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） すみません。設計会社のほうが手配して、大兵工務店に頼んだということになります。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も同業者だから、あまり言えないのですが、100年もたつとどこが大体傷んでいるというのを、それとかバルコニーとか、ベランダ辺りも昔の防水ではないから、相当傷んでいるというのが分かると思うのですが、それが分からないから、こういう追加が出たのでしょうか、やっぱりその辺も1社ではなくて何社かで、それも特に自分で工事をやっているのですよね、大兵工務店が。そういう業者ではなくて、ほかの業者から見ていろいろ当たってみないと、そういう内容的なものが分からないと思うのです。その辺、何でそこだけに決めたのでしょうか。それは、設計屋さんに任せただけなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。



○文化課主幹（中山幸夫君） 設計業者のほうにお願いをしてということで、市内のほうで大兵工務店さんはかなり伝建のほうもやっておりますし、古い建物等の改修に詳しいということで、そちらのほうにということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 大兵さんもやっていますけれども、私ら建築業組合も今の蔵の街美術館、あの改修は建築業組合で請けさせたのです。あれだけの蔵を修理したと、経験があるのですけれども、やっぱりそういういろんな業者に見てもらおうとか、職員がこれを調べるといっても分からないですから、そういう多くの業者に見てもらって判断していくということをするれば、そんなにこういう追加が出ないかなかと。

それと、あと私、疑問に思うのですけれども、市の指定文化財として建てて、何で木造にああいう鉄骨を入れて補強したのか。悪いのですけれども、鉄骨を使わなくても、木造のある程度耐震性のある大きい材料を使えばもつと思うのですけれども、文化財なのに鉄骨を使うって非常に私は腑に落ちないのでけれども、その辺は設計屋さんはどう、耐震性は木造でもできると思うのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 文化財ということで、現在の建物に手を加えて補強するというよりも、現在ある昔からの建物と新しく補強をしたところというのが、容易に区別できるようなものを造らなくてはならないということで、今のように鉄骨での柱がいっぱい建っていますあの躯体になっているということです。

○委員長（針谷正夫君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あの鉄骨のところは木造だってもつと思うのです。それだけの強度は出ると思うのです。出ないということはないと思うのです。五重塔があれだけもっているということですから、木造で。やっぱりそういうのも、もう少し職員の中でもそういう勉強していただきたい。がっかりしたのです。木造の文化財が鉄骨を使う。

ちょっと話は違いますが、益子味噌の休憩所、あそこも鉄骨を使っている。あんな平家の重みもないものを鉄骨を使う。非常にこれは、これからよく検討してもらいたいのです。木造で残すものは木造で補強していくというような、そういう設計ができない設計屋なら、何ぼでも設計屋を紹介しますので、これから徹底的にそれはああいう工法をしてもらいたくない。建物が壊れてしまいます。文化財としての価値が下がる。どうですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 先ほど説明したものに尽きると思うのですが、基本的には市文化財保護審議会委員の学識経験を有する河東先生という方のご助言をいただきながら、やむを得ないということで、そういう意見をもらいながら施工してまいりました。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかによろしいですか。

それでは、白石委員。

○委員（白石幹男君） 約3,000万円近いプラスになるのだけれども、設計当初とどこの部分が見込みと違ったのか、そこを説明願います。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） 主な大きいところについて説明させていただきます。

一番大きいのは、当初予定していなかった天井の全面解体と腐朽のところでございます。これにつきましては、はりの狂いが想定以上にかなり大きかったということで、そういうものを修理したりしてまいりました。その部分が約1,200万円で、これが一番大きいものとなっております。

そのほかに、あと先ほどお話も出ました車寄せのバルコニー部分についてなのですが、地中に埋まっている基礎部分、全然駄目になっておりまして、それにつきましては全面的に基礎の打ち替えというのをやまして、かつバルコニー部分の木材につきましては全然腐っている状態で、それにつきましては全面的に改修してまいりました。その部分が一番大きい点でございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 解体してみないと分からない部分があるのは確かなのですが、やはりこの見積りを出すに当たって、ある程度のリスクというのは、安全性を考えた見積りというか、そういうのをやっているのではないかと思うのですが、そこら辺はどうなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中山文化課主幹。

○文化課主幹（中山幸夫君） ある程度の当然想定はしてはしておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、工事方法自体を全面的に変えるということはあまり想定していませんでしたので、それでこれだけの費用がかかってしまったということになります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 質疑ではないのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） はい、ではお伺いして。

○委員（針谷育造君） 松本さんが建築屋の立場でいろいろ申し上げていたようですが、文化財を復元するというのは、私も松本さんの考えと同じつもりでいたのです。ところが、国宝の東大寺の大仏殿、これは明治に大改修をやったのです。そこにイギリスから輸入した鉄骨が入っているのです。それでも国宝としての機能は、機能というか、国宝としての価値は下がらないというのを読んだことがあって、これは岩波の新書で、木造建築だか文化財だかの本を読んだときにあったものですから、松本さんの気持ちとすれば、そういうことだと思いますけれども、別に事務局を援護

するつもりはないのですけれども、そういうことも歴史上ではあるという。それが国宝になっているのを読んだことがあるものですから、ぜひ調べてその辺のところを勉強していただければありがたい。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） それでは、ほかにないようですので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第17の執行部出席者が入室いたしますので、少々お待ちください。

---

#### ◎議案第71号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第17、議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

説明者の方は、まず秋間商工振興課長、お願いをいたします。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款農林水産業費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書72、73ページをお開きください。1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は、650万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、減額するものであります。

以下、新型コロナウイルス感染症の対策等のため、時間外勤務手当の増額補正が一部ございますが、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は、9,639万1,000円の増額であ

ります。右の説明欄を御覧ください。県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、寄居地区の農道舗装工事に対する工事請負費が主なものであります。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、滝ノ入地区の農業用水路の修繕に必要な工事請負費であります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業費につきましては、藤岡地域の石川排水機場における県営水利施設整備事業費の増額に伴う市負担金であります。

次の防災重点ため池ハザードマップ作成事業費につきましては、大平、岩舟地域の防災重点ため池のハザードマップ作成に必要な委託料であります。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の農業用横断水路改修工事に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、西水代水利土木組合の農業用井戸ポンプ交換工事、大平西部土地改良区の農業用井戸ポンプ交換工事に対する補助金であります。

次の農地事務費（藤岡）につきましては、藤岡地域都賀地区の農業用水路の浚渫工事に伴う維持補修費であります。

次の県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区内2か所の揚水機更新工事費の増額分に対する補助金であります。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、藤岡地域内5か所の老朽化した用水施設の改修工事等に対する補助金であります。

次の農地事務費（西方）につきましては、真名子地区内の農道補修に伴う維持補修費であります。

次の市単独土地改良事業補助金（西方）につきましては、小倉堰土地改良区の用水樋門等の補修工事に対する補助金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区の第1揚水機場主ポンプの修繕工事に対する補助金であります。

続きまして、6目地籍調査費につきましてご説明いたします。補正額は、58万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。地籍調査事業費につきましては、藤岡地域部屋南部地区の地籍調査認証請求等に伴う図面修正業務委託料が主なものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、74、75ページをお開きください。補正額は、12万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、活動団体の事業量が増加したことに伴う市負担金であります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。恐れ入りますが、76、77ページをお開きください。1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は、1億5,000万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策中小企業緊急資金利子補

助事業基金積立金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化している市内中小企業者を支援するため、本利子補助事業を実施していますが、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するに当たり、新たに設置する基金へ当該交付金を積み立てるものであります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は、275万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。山車会館管理運営委託費につきましては、今年度の電気系統の定期検査において、高圧ケーブルの絶縁不良が発覚したことから、修繕を行うための維持補修費であります。

次の蔵の街観光館管理運営委託費につきましても、今年度の電気系統の定期検査において、高圧ケーブルの絶縁不良が発覚したことから、修繕を行うための工事請負費が主なものであります。

次の(仮称)シビックセンター開館準備事業費につきましては、令和3年4月に開館する(仮称)栃木市観光交流館において、来館者の満足度向上、効率的な観光案内及び戦略的な情報発信を行うことから、Wi-Fi等を設置するためのLAN配線等工事費が主なものであります。

以上で、6款1項2目農業総務費から7款1項4目観光費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長(針谷正夫君) 続きまして、大阿久学校教育課長、お願いをいたします。

○学校教育課長(大阿久 敦君) 続きまして、10款教育費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書92、93ページをお開きください。

2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は、374万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校運営費につきましては、児童の安心安全な生活環境、学習環境を整えるため、突発的な修繕が発生した際の維持補修費であります。

次に、小学校コンピューター管理費につきましては、今年度に入れ替えした学校のパソコンリース入札での入札差金額の減額であります。

次に、会計年度任用職員人件費(学校施設課)につきましては、スクールバス運転手の不足分の賃金であります。

次に、小学校健康診断事業費につきましては、小学校における新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、健康診断の1日に実施する人数を減らしたため、健診日数が増えたことによる学校医の費用弁償であります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、94、95ページをお開きください。補正額は、448万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校コンピューター管理費につきましては、小学校と同様、今年度入れ替えした学校のパソコンリース入札での入札差金額の減額であります。

次に、中学校健康診断事業費につきましては、中学校における新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、健康診断の1日に実施する人数を減らしたため、健診日数が増えたことによる学校

医の費用弁償であります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は、300万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校施設整備事業費につきましては、建物の一部工事を来年度行うこととしたため、工事請負費の減額であります。

続きまして、4項2目公民館費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、96、97ページをお開きください。補正額は、597万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。藤岡公民館管理運営費につきましては、藤岡公民館3階男子トイレの污水管が漏水し、修繕工事が必要となることから、修繕工事を行うための維持補修費であります。

次の大平地域公民館施設整備事業費につきましては、大平公民館1階ロビーの空調設備が老朽化により故障し、修理不能であることから、更新工事を行うための工事請負費であります。

続きまして、11款災害復旧費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、100、101ページをお開きください。1項1目農業施設災害復旧費につきましてご説明いたします。補正額は、1,242万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農業施設災害復旧事業費(令和元年台風19号災害)(農林整備課)につきましては、栃木市土地改良区の災害復旧工事費に対する市補助金が主なものであります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の42、43ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金につきましてご説明いたします。補正額は、3,459万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域、大平地域、藤岡地域、岩舟地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、防災重点ため池ハザードマップ作成事業に対する県からの補助金であります。

続きまして、8目1節農林水産施設災害復旧費補助金につきましてご説明いたします。補正額は、100万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農業施設災害復旧事業費補助金につきましては、栃木地域で実施する農業施設災害復旧事業に対する県からの補助金であります。

恐れ入りますが、44、45ページをお開きください。21款5項4目2節雑入につきましてご説明いたします。補正額は、320万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、宇都宮西中核工業団地企業誘致活動協議会余剰金等(産業基盤整備課)につきましては、宇都宮西中核工業団地が完売したことから、協議会活動を休止し、活動費の精算をするため、全額を市に繰り入れることによる増額であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長(針谷正夫君) それでは、続きまして佐藤生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 続きまして、債務負担行為につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正追加の6項目め、令和2年度勤労者総合福祉センター管理運営委託指定管理者制度から14項目め、令和2年度とちぎ蔵の街観光館管理運営委託指定管理者制度につきましては、指定管理期間が令和2年度で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の令和2年度（仮称）シビックセンター通販システム管理運営委託につきましては、令和3年4月より（仮称）栃木市観光交流館において特産品の通販事業を実施するに当たり、システムの管理を事業者へ委託するため、今年度中に委託事業者を選定する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

2項目飛びまして、令和2年度とちぎ未来アシストネット事業活動中の傷害保険につきましては、令和3年4月1日から保険に加入するに当たり、年度開始前に見積書を徴し、契約する保険会社を今年度中に選定する必要があることから、限度額を設定するものであります。

恐れ入りますが、9ページをお開きください。1項目め、令和2年度学校給食調理業務民間委託（吹上小）令和元年度分につきましては、令和3年度から調理場が新しくなることに伴い、自校炊飯が可能になり、調理員の人員を増やす必要があるため、令和3年4月から契約に当たり、委託期間2年間の委託料増額分の限度額を設定するものであります。

次の令和2年度学校給食配送業務民間委託（栃木第三小・吹上小）平成28年度分につきましては、令和3年度から調理場が新しくなることに伴い、吹上小が受配校となるため、令和3年4月からの契約に当たり、来年度の委託料増額分の限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 8ページ、債務負担行為補正、午前中の指定管理の指定で、ある程度指定管理料はどうなったのかというのは聞いた部分もあるのだけれども、指定管理の趣旨からすれば効率

的な運営を行って、そういった経費の削減ということが言われているのだけれども、それが人件費に及んでは大変なのですけれども、そういった努力が現れて、次の指定管理料に反映できているかどうか。だから、ある程度指定管理料がどうなっているのか、この債務負担行為で今までとどういうふうに違っているのかというのを一つずつ聞きたいのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 上から順番ということによろしいでしょうか。

○委員（白石幹男君） 9あるのです。

○委員長（針谷正夫君） 秋間商工振興課長、お願いします。

○商工振興課長（秋間広行君） 一番上の勤労者総合福祉センター、先ほど午前中にほぼほぼと言ったと思うのですけれども、勤総センターの場合は、前回は5年間だったものですから、その5年間を3か年で平均で割って比較したような状況になります。前回は4,666万2,000円のところ、今回は4,651万5,000円で、14万7,000円の減額になっております。

続いて、勤労青少年ホーム、そちらについては前回は1億5,084万2,000円のところ、今回は1億4,519万円で565万2,000円の減額になっております。

体育センターにつきましては、先ほどほぼ半額というお話ししましたが、正確にいきますと前回は、まだ終わってはいませんが、1,484万4,000円のところ、今回の提案では733万5,000円で、750万9,000円の減額の状況になってございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

白石委員。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） そうだね。あと、続いてそれ以下のところはどなたが。フルーツパークになるでしょうか。

苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） いわふねフルーツパークにつきましては、人件費等につきましては、関連して指定管理を行っております下の農村環境改善センター管理運営委託と人件費を、全てフルーツパークセンターのほうで見えておりますので、金額的にはフルーツパークセンターのほうはどうしても多くなっているような状況でございます。金額につきましては、前回3年間におきまして、フルーツパークセンターにおいては2,422万4,000円、今後3年間が2,423万4,000円ということで、1万円ほどのプラスとなっております。

継続しまして、次の農村環境改善センターにつきましては、人件費は見えておりませんで、管理に係る費用でございますが、前回1,635万円で、今回1,746万6,000円と、111万6,000円のプラスとなっております。こちらに関しましては、昨年度10月から消費税が上がっております。実際の施設を管理するに当たりまして、委託費のほうで消費税が転嫁されて結構上がった分が、こちらの環境改



善センターのほうには重くなってきておりまして、その分がプラスということで、このような形で上がっております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） それでは、続きまして石塚農林整備課長、お願いいたします。

○農林整備課長（石塚昌平君） 出流ふれあいの森管理運営委託費でございます。

先ほど午前中にも詳しく説明しましたが、再度ご説明させていただきます。ここに記載しております3年間の委託料が2,262万6,000円でございます。年平均にしますと、754万円となります。これまで平成28年から令和2年、この5年間の年平均の管理委託料が830万円となりますので、この3年間、76万円の削減をするということになります。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次は、倭駐車場と、糸井観光振興課長さんでしょうか、お願いします。

○観光振興課長（糸井孝王君） まず、倭町駐車場管理運営委託につきましては、これを3年の平均にしますと99万5,000円ということになりまして、これまでの3年間の年度額231万1,000円ということでございますので、131万6,000円の減額となります。こちら駐車場の収入とか、そういったものを見込んで差し引き減額となっているものでございます。

続きまして、とちぎ山車会館管理運営委託でございますけれども、こちらは年度額、年度平均に直しますと1,789万2,000円で、これまでが1,628万9,000円ということで、160万3,000円の増額となっております。こちらは、入館者の利用料が減ってきているという等もありまして、こちらは増額ということになっております。

それと、とちぎ蔵の街観光館管理運営委託につきましては、今後の年度平均が1,101万8,000円で、これまでが1,177万6,000円ということでございますので、75万8,000円の減額ということになります。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、続きまして白石委員。

○委員（白石幹男君） プラスになった部分の施設もあるのだけれども、そこら辺の努力というか、山車会館なんかは入館者が減っている部分があるということで、そういったところの宣伝というか、PRとか、そういった指導というのですか、そういうのはやっているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 糸井観光振興課長。

○観光振興課長（糸井孝王君） なかなか施設も古くなってきて、山車の上映のシステムがうまく動かないとか、壊れてしまったということで、全額を入館料としていただかずに減額して運営したり

という、そういったこともあるのですけれども、入館者が増やせるような努力をしてほしいというようにお願いをしているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

では、小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 100ページの市単独土地改良事務補助金のことについて教えていただきたいのですが、これは土地改良事務所にお金を市単独で補助するのかなと思うのですが、この金額で幾つぐらいの事業が想定されているのか。また、事業内容を教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 石塚農林整備課長、お願いします。

100ページですね。

○副委員長（小久保かおる君） ごめんなさい。101ページです。

○委員長（針谷正夫君） 100、101ページです。

○農林整備課長（石塚昌平君） こちらにつきまして、昨年の令和元年台風19号災害の災害復旧工事になります。特に今この時期になった理由としましては、栃木市改良区で持っています一級河川永野川の用水堰、そちらを土木事務所の河川工事と合併施工というのですか、同時施工で行う必要がありましたので、この時期の工事になってしまっているということでございます。

箇所数につきましては4か所でございます。1つ目が梅沢にあります永野川から取水堰を、これは災害復旧します。2つ目が星野、こちらは牛落堰、こちらも堰の取水口、そこの復旧でございます。3つ目が鍋山町地内、こちらも永野川からの用水路の取水という状況でございます。最後になりますけれども、もう1か所が鍋山町地内、これも永野川を、河川の中を用水路をはわせて取水をするところがございます、これも河川の工事と併せてやる必要があるということで、この時期になってしまっております。

以上でございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

○副委員長（小久保かおる君） はい、ありがとうございます。

○委員長（針谷正夫君） それでは、質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第71号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2時25分）